

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

海外法人に対する設計料

Q : 当社は、海外の法人に対し技術援助として建築の設計を行っています。設計業務は国内の事業所で行っているのですが、この場合の海外法人から收受する設計料の消費税の取扱いを教えてください。

A : 輸出免税の規定の適用を受けますので、消費税は免除されます。

【解説】

国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税が課されますが、この場合の資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、設計業務などの役務の提供の場合については、その設計を行う者の設計に係る事業所等の所在地が国内にあるかどうかにより行われます。

また、事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、一定のものに該当するものについては、消費税が免除されますが、この一定のものの中には「非居住者に対して行われる役務の提供で、国内において直接便益を享受するもの以外のもの」というものがあります。

ご質問の場合、設計業務は国内の事業所で行われているとのことですから国内取引に該当し、消費税の課税の対象となります。しかし、海外の法人に対する技術援助として行われる設計業務は、非居住者に対して行われる役務の提供であり、非居住者が国内において直接便益を享受するものとは認められませんので、輸出免税の規定が適用され、消費税は免除されることとなります。

